

省 令

○農林水産省令第十七号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第二十二條第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十五年四月十一日

農林水産大臣 武藤 嘉文

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十條を次のように改める。

第四十條 法第二十二條第一項の農林水産大臣の

指定する有害動物又は有害植物は、次のとおりとする。

一 有害動物 いねのウンカ類、いねのヨコバ

イ類、いねのメイチュウ類、イネクロ

カメムシ、イネハモグリバエ、イネド

ロオウムシ、ヤノネカイガラムシ、ク

ワコナカイガラムシ、ミカンハダニ、

リンゴハダニ、ナシヒメシンクイ、コ

二 有害植物

カクモンハマキ、カキヘタムシ、パイ  
ナツブルコナカイガラムシ、カンシヤ  
コバネナガカメムシ、野菜のアブラム  
シ類、ハスモンヨトウ、ヨトウガ、コ  
ナガ、モンシロチョウ

病原、いねしらはがれ病原、むぎさび  
病原類、むぎうどんこ病原、むぎあか  
かび病原、かんきつそうか病原、かん  
きつこくてん病原、りんごはんでんら  
くよう病原、りんごモニリア病原、な  
しこくはん病原、ぶどうおそぐされ病  
菌、トマトえき病原、トマトはいろ  
かび病原、きゆうりべと病原、きゆう  
りうどんこ病原、きゆうりはんでんさ  
いさん病原、すいかつるがれ病原、は  
くさいなんぶ病原、キヤベツくろくさ  
れ病原、レタスきんかく病原

附 則

この省令は、公布の日から施行する。